

熊本県海区漁業調整委員候補者評価要領

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本県海区漁業調整委員会の委員候補者推薦・募集要項の11及び熊本県海区漁業調整委員候補者評価会議設置要綱第2条に定める評価の方法その他必要な事項を定めるものとする。

(評価方法)

第2条 推薦を受ける者及び応募する者(以下、「委員候補者」という。)の評価は、次の手順により行う。

別紙1～別紙3の評価基準に掲げる評価項目及び評価内容に基づき、委員候補者から提出された推薦書及び申込書等の内容を踏まえ採点し、合計点の高い順に委員候補者の順位を決定する。

2 議長が必要と認める場合は、委員候補者に対して面接を行い、当該面接の結果を踏まえることができる。

附 則

この要領は、令和2年(2020年)9月11日から施行する。

海区漁業調整委員会委員候補者評価基準【漁業者・漁業従事者委員用】

	評価項目	評価内容
職務の適切な 遂行能力	漁業従事歴	漁業に関する十分な経験を有するとともに、現場の事情に精通しているか。
	漁業に関する知識及び知見	漁業等に関する知識や知見を有し、諸問題に対する調整能力があるか。
関係者からの 信頼度	漁業者・漁業従事者からの 信頼	地域の漁業者や漁業関係団体等からの信頼があるか。
その他	「推薦する理由」や「推薦を受ける理由」、又は「応募する理由」の明確性と意欲等	委員になろうとする目的が明確で、かつ、意欲や積極性があるか。

海区漁業調整委員会委員候補者評価基準【学識経験委員用】

	評価項目	評価内容
職務の適切な 遂行能力	資源管理及び漁業経営に関する経験	資源管理及び漁業経営に関する研究又は業務等の経験を有しているか。
	委員としての資質	海区漁業調整委員会の委員として必要な調整能力を有し、委員としての職責を果たす責任感を有しているか。
関係者からの 信頼度	関係者からの信頼性	地域の教育関係者や教育関係団体等からの信頼があるか。
その他	「推薦する理由」や「推薦を受ける理由」、又は「応募する理由」の明確性と意欲等	委員になろうとする目的が明確で、かつ、意欲や積極性があるか。

海区漁業調整委員会委員候補者評価基準【中立委員用】

	評価項目	評価内容
職務の適切な 遂行能力	公平・公正な判断能力の有 無	漁業分野以外の意見を有す るか。
	委員としての資質	海区漁業調整委員会の委員 として必要な調整能力を有 し、委員としての職責を果 たす責任感を有している か。
関係者からの 信頼度	関係者からの信頼性	中立的な個人又は団体から の信頼があるか。
その他	「推薦する理由」や「推薦を 受ける理由」、又は「応募す る理由」の明確性と意欲等	委員になろうとする目的が 明確で、かつ、意欲や積極性 があるか。